

陳 情 文 書 表

令和7年6月定例会

令和7年分陳情第13号

総務環境委員会

受理年月日	令和7年5月29日
件名	小型特殊自動車に係る課税の適正化及び市民協力制度（協力金制度）導入の提案に関する陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
<p>[趣旨]</p> <p>富山市内において、小型特殊自動車の無申告による課税漏れの可能性が高い実態を踏まえ、課税の適正化と税収確保を図るため、市民からの情報提供に対して協力金を支給する制度の導入を提案いたします。</p> <p>[理由]</p> <p>小型特殊自動車（農耕用トラクター、フォークリフトなど）については、地方税法の定めにより、所有者が市町村に対して申告を行い、軽自動車税（種別割）を納付する義務があります。</p> <p>しかしながら、ナンバープレートを装着していない小型特殊自動車が市内各地で確認されており、申告が行われていない＝課税されていない可能性が高い車両が数多く存在していると推察されます。</p> <p>このような実態に対して、現状では行政側が「全ての対象車両は適切に申告されている」との前提で税務管理を行っており、申告漏れの実態把握や是正措置が不十分であることが懸念されます。</p> <p>適正な課税を実現するためには、本来であれば行政職員が現地調査や所有実態の把握を行うべきですが、現行の体制ではそれが十分に行われていないのが実情です。</p> <p>そこで、市民の協力を得て無申告車両の情報を収集し、行政が適切な対応を行えるようにするための制度構築が必要であると考えます。</p> <p>その際、情報提供に対する謝意として、協力金を支給する制度を導入することで、市民の関心を高め、持続的な運用が期待できます。</p> <p>[陳情事項（提案内容）]</p> <p>1 小型特殊自動車に係る未申告・未課税の実態について、市として独自の調査体</p>	

制を整備すること。

2 ナンバープレートの非装着車両等に関する市民からの情報提供を受け付ける制度を新設すること。

3 有効な情報提供に対しては、1件につき2,000円程度の「協力金」を支給する制度を導入すること。

[協力金制度についての補足]

・通報により未申告が判明すれば、継続的な税収確保が可能となるため、行政側にとっても費用対効果が高い制度となります。

・協力金額を1件当たり2,000円とすることは、車両の年間課税額とのバランスを考慮した妥当な水準です。

・市民による情報提供件数は限定的であると見込まれるため、行政職員の業務負担増加には直結しにくいと考えられます。

[結論]

公平な税負担の実現、行政の信頼性確保、税収の適正な確保という観点から、本提案は極めて有益な施策であると確信しております。

つきましては、小型特殊自動車に係る課税実態の是正と、市民協力を促進する制度としての「協力金制度」の導入について、前向きな御検討をお願い申し上げます。